

消滅時効

債権は原則 10 年、例外も



法律上権利を行使出来るにもかかわらず行使しない状態が一定期間継続することにより、権利者が権利を失うというのが消滅時効です。法律上権利を行使出来る時から時効が進行し、債権者が病気で入院し権利行使できないというような個人の事情は時効の進行の妨げとはなりません。

消滅時効の完成に要する期間は権利の種類により異なります。

債権の消滅時効期間は原則 10 年とされますが（民法 167 条①）、債権の種類によっては 10 年より短期間で消滅するものとされ、これを短期消滅時効といいます。

年またはこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の定期給付債権は 5 年で消滅します（民法 169 条）。毎月支払うマンションの賃料や毎年支払う地代などがこれに当たります。

①医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権、②工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権は 3 年で消滅します（同 170 条）。

①弁護士や公証人の職務に関する債権（同 1 条）、②生産者、卸売商人、小売商人が売却した産物または商品の代価に係る債権、③自己の技能を用い、注文を受けて、物を作製し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権、④学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食または寄宿の代価について有する債権は 2 年で消滅します（同 173 条）。

①月またはこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権、②自己の労力の提供または演芸を業とする者の報酬またはその供給した物の代価に係る債権、③運送賃に係る債権、④旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価または立替金に係る債権、⑤動産の損料に係る債権は 1 年で消滅します（同 174 条）。

債権又は所有権以外の財産権は 20 年間行使しないときは消滅します（同 167 条②）。

営利的な取引一般については時効期間を短縮して早期に権利関係を確定することが合理的であるとの考え方から、商行為によって生じた債権は、別段の定めがある場合を除き、5 年間行使しないときは消滅します（商法 522 条）。

このように債権の種類によっては短期で消滅時効にかかることになりますから、債権の管理に留意しなければなりません。